

個人番号カードの誤送付について

中央区役所市民総合窓口課では、本年4月6日（月）に個人番号カードを市民あてに送付した際、カードの誤送付があったことが判明しましたので、お知らせします。

1 事案の概要

本年4月6日（月）に、中央区役所市民総合窓口課において、個人番号カードを市民Aあてに発送する際に、誤って違う市民Bのカードを封入し、発送したものを。

2 判明の経緯

4月8日（水）に、郵便物を受け取った市民Aから、市民Bのカードが同封されていたとの電話連絡が入った。

3 誤交付した個人番号カードの件数

中央区に住所を有する市民Bの個人番号カード1件（記載事項は住所、氏名、生年月日、性別、個人番号）

4 原因

個人番号カードの封入作業中に、複数業務を並行して対応する必要が生じたなどして作業が中断することがあった。その結果、カードの住所、氏名と封筒の宛名が同一であるかの確認が徹底できていなかったことによるもの。

5 被害者への対応

誤送付が判明した後、4月8日（水）に市民A宅に伺い謝罪し、本来送付すべき個人番号カードを交付し、誤送付した市民Bのカードを回収した。同日に、誤送付されていた市民Bの自宅に伺い状況を説明し、謝罪した。

6 再発防止の取り組み

このような事態が再び発生することのないよう、個人番号カードの封入の際には、ダブルチェックの徹底を図るとともに、最終確認は、管理職が行うこととした。また、途中で作業が中断されることが無いように、窓口や電話から離れた場所で作業に専念するようにした。